

公益社団法人 日本地下水学会  
若手地下水研究助成規程

2016年2月20日 制定

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地下水学会（以下「この法人」という。）定款第4条に規定する事業のうち、(8) 優れた若手研究者・技術者、研究グループ等の活動助成、に係る公募による研究助成事業（以下「この事業」という。）に適用する。

(目的)

第2条 この事業は、地下水学分野の若手研究者が行う萌芽的、試行的、独創的かつ主体的な学術活動に助成を行うことにより、わが国の地下水学を担う優秀な人材を育成し、わが国はもとより世界の地下水に関する学術の進展と社会課題解決へ寄与することを目的とする。

(助成対象と金額)

第3条 この事業の対象とする助成金の使途は、①調査・分析、②論文投稿、③国際学会参加、④国内学会参加、⑤研修等、⑥その他、とする。

- 2 対象者は地下水学分野の研究や実務に携わる36歳未満（申請時点）の研究者・技術者・学生およびこれらを構成員とする研究グループとする。
- 3 助成事業年間総額は50万円以内とし、使途目的に応じて単独あるいは複数の対象者に助成する。

(申請手続)

第4条 助成金の申請を行うものは、この法人の会長宛に別途定める申請書を作成し、申請締切日までにこの法人の事務局に提出しなければならない。申請期間等は、毎年度、募集要項に定める。

(選考・決定)

第5条 提出された申請書は、若手支援・男女共同参画委員会（YEPS委員会）において招集された選考委員会にて審査、選考し、会長が採否を決定する。採択結果については、理事会に報告する。

- 2 選考委員会の委員については、この法人が対象とする研究内容の専門性を考慮し、原則として正会員より5名を選出する。そのうち、外部有識者については、最大2名までを選考委員に選出することができる。
- 3 選考委員の選出にあたっては、助成金申請者との利害関係者を排除し、公正に行える正会員あるいは外部有識者であることを理事会審議により確認する。
- 4 詳細な選考方法については、毎年度、選考方法に定める。

(通知、公表)

第6条 採択された申請者に対しては、この法人の会長名で研究助成金交付決定通知書を発行し通知する。

- 2 この事業の実施内容として、採択された研究助成の対象者については、この法人が発刊する学会誌、ホームページ、電子メールによる案内等により公表する。

(助成金の交付)

第7条 助成金は助成決定者、グループにあつてはその代表者の指定する銀行口座に振り込む。

(終了報告書の提出)

第8条 助成金の交付を受けた者は、当該年度（あるいは契約年度）内の所定の時期までに、別途定める終了報告書を提出しなければならない。

- 2 この事業の実施報告として、終了報告書については、この法人が発刊する学会誌、ホームページ、電子メールによる案内等により公表する。

(研究成果の公表)

第9条 助成金の交付を受けた者が研究の成果を公表するときには、助成金を受けた旨を下記の通り付記する。

日本語名：公益社団法人 日本地下水学会 研究助成金

英語名：Japanese Association of Groundwater Hydrology Research Grant

- 2 発表された研究成果については、この事業の研究報告として、この法人が発刊する学会誌、ホームページ、電子メールによる案内等により公表する。

(助成金の返還)

第10条 助成を受けた者が助成金を第2条に定めた目的以外に使用したことが判明した場合には、日本地下水学会は助成を受けた者に対し、助成金の全額およびそれに伴う発生利息相当額の支払いを求めることができる。また返還金の送金に要する手数料等一切の費用は助成を受けた者が負担するものとする。

(規則の変更)

第11条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則：この規程は、2016年4月1日から施行する。